

※8月のねんねの会、はいはいの会、ちびっこ育児、なかよし広場は、お休みです。

受験生チャレンジ支援貸付事業

都では、受験生を持つ生計中心者に対し、学習塾などの費用や受験費用を無利子で貸し付けています。高校・大学・専門学校などの対象校に入学した場合、返済が免除されます。

なお、7年度より学習塾等受講料と高校3年生等の受験料貸付上限額が増額されました。

☎中学3年生、高校3年生、8年4月1日時点で20歳未満の高校・大学の中途退学者・浪人生など**貸付金額**
▼学習塾等貸付金＝30万円▼受験料貸付金＝中学3年生などが2万7,400円、高校3年生などが12万円(いずれも上限額)☎利用には一定の条件があります。詳細は市☎をご覧ください☎9年1月29日(金)までに福祉総務課へ▼都の事業ですが、申し込みは同課が窓口となります▼申請

書は9年1月22日(金)までに事前に連絡の上、同課に受け取りに来てください(郵送での手続きも可能です)☎同課福祉政策係☎042・470・7785 市☎



就学援助の申請はお済みですか

市では、経済的な理由などにより、公立小・中学校の教育費が大きな負担となっている家庭に対して、費用の一部を援助しています。

市外からの転入などにより、まだ手続きをしていない方は、学務課(市役所6階)で至急手続きをしてください。

☎お子さんと生計を一にする方全員が次のいずれかに該当している家庭
①生活保護の停止または廃止(認定基準を上回る収入がある場合や転出の場合を除く)②8年度市民税の非

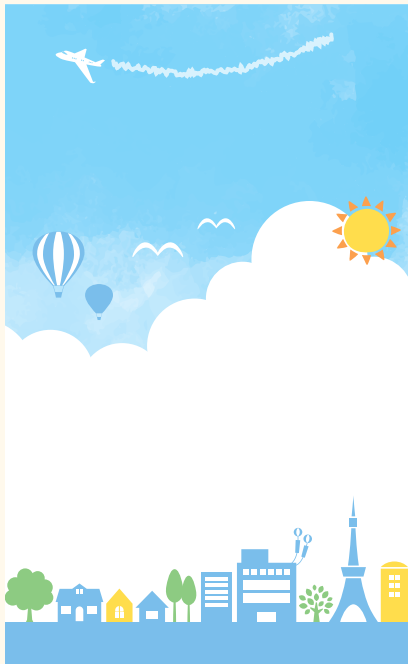
課税または減免③個人事業税・固定資産税の減免④国民年金の掛金の減免⑤国民健康保険税の減免⑥児童扶養手当の受給⑦生計を一にする全員の収入金額(令和7年分)が認定基準以下、また8年中に収入が減少するなどして家計が急変した家庭(同年の収入状況により判定します)☎同課学事係☎042・470・7779

母子・父子自立支援プログラム策定事業のご案内

市では、20歳未満の子を扶養する母子家庭の母または父子家庭の父(生活保護受給者は対象外)の状況・ニーズ等に応じた個別の自立支援プログラムを策定し、これに基づいて、各種支援事業を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行っています。

☎市内に住所を有するひとり親家庭

の親☎児童青少年課(市役所2階)へ電話予約の上、ご相談ください☎同課助成支援係☎042・470・7736



児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請はお済みですか？

次の要件に該当し、現在手当を受けていない方は申請してください。
※所得制限があります。

☎児童青少年課助成支援係☎042・470・7736

児童扶養手当

対象者

次のいずれかに該当する原則18歳に到達した日の属する年度末までにある児童を養育している父親か母親、または養育者
▼父母が離婚した児童
▼父または母が死亡した児童
▼父または母が重度の障害をもつ児童
▼父または母が生死不明の児童
▼父または母に1年以上遺棄されている児童
▼父または母が1年以上拘禁されている児童
▼母が婚姻によらないで懐胎した児童
▼父または母が、母または父からの申立てにより発せられたDV保護命令を受けた児童

支給額(月額)

▼児童1人の場合＝4万8,050円
▼児童2人目以降の加算額(1人につき)＝1万1,350円
※所得に応じて減額される場合があります。

特別児童扶養手当

対象者

次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している方
▼知的障害(愛の手帳1～3度程度)がある児童
▼身体に障害(身体障害者手帳1～3級程度)がある児童など

支給額(月額)

▼重度の障害児(1級)＝5万8,450円
▼中度の障害児(2級)＝3万8,930円

現況届等の提出をお忘れなく！

現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと手当が支給されなくなる場合がありますので、ご注意ください。現在受給中の方には現況届のお知らせを郵送します。受付期間中に児童青少年課(市役所2階)へご来庁いただき、現況届の記入をお願いします。児童扶養手当については、郵送でも提出できます。

受付期間 8月3日(月)～31日(月)



新小学一年生の就学時健康診断

☎学務課☎042・470・7779

9年4月に小学校へ入学予定の方を対象に、健康診断を実施します。対象者には就学時健康診断通知書を送付します(9月中旬ごろ発送予定)。原則、入学予定校で受診してください。

☎10月2日(金)～11月27日(金)

※受け付けは各小学校で、いずれも午後1時半から行います(右表参照)。

☎令和2年4月2日～3年4月1日生まれの方

☎①次のいずれかに該当する方は、学務課保健給食係へご連絡ください

- ▼私学などへ入学予定で受診されない方
- ▼9月25日(金)までに「就学時健康診断通知書」が届かない方
- ▼病気その他やむを得ない事由により、通知書に記載の入学予定校で受診できない方(通知書が届いてからご連絡ください)

②外国籍のお子さんで、就学を希望する方は早めに学務課(市役所6階)で手続きをしてください

表 令和9年度入学予定者 就学時健康診断日程

入学予定校	実施日
第一小学校	11月18日(水)
第二小学校	11月27日(金)
第三小学校	11月5日(木)
第五小学校	10月23日(金)
第六小学校	10月21日(水)
第七小学校	10月2日(金)
第九小学校	10月28日(水)
第十小学校	11月10日(火)
小山小学校	10月8日(木)
神宝小学校	10月20日(火)
南町小学校	11月25日(水)
本村小学校	10月14日(水)

介護保険施設における居住費(部屋代)・食費の軽減制度

介護保険施設サービスを利用したときは、施設サービス費(利用料)の自己負担分(負担割合＝「1割」「2割」「3割」のいずれか)に加え、居住費・食費・日常生活費などの費用を支払いますが、所定の要件に全て該当する方は、申請により居住費・食費の軽減制度(負担限度額認定)が受けられます。

表 預貯金等の基準

収入等が下記の場合		→	預貯金等の基準
住民税非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間120万円超	→	単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下
	合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間82万6,500円超120万円以下	→	単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下
	合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間82万6,500円以下	→	単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下
	老齢福祉年金受給者	→	単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下
生活保護受給者等		→	要件なし

※第2号被保険者(65歳未満)の方の預貯金等の基準は収入等に関係なく単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下です。

☎介護福祉課介護サービス係 ☎042・470・7750

■居住費・食費の軽減制度(負担限度額認定)とは

所得区分に応じて居住費・食費の負担限度額(施設に支払う1日当たりの自己負担額の上限)が設けられます。認定期間は、申請があった月の初日～翌年7月31日(1月～7月の申請の場合は同年7月31日まで)です。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要です。施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課(市役所1階)で申請してください。詳細は、広報8年6月1日号5面または市HPをご覧ください。

対象サービス▼施設サービス(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院など)▼短期入所サービス(短期入所生活<療養>介護・介護予防短期入所生活<療養>介護)

要件①世帯全員および配偶者(世帯が分離している場合を含む)が住民税非課税②預貯金や有価証券など資産の合計額が基準額以下(左表参照)

申請随時受け付け

※新たに施設サービスの利用予定がある方、要件に当てはまらず更新申請を行わなかった方、または更新申請をしたが認定結果が非該当であった方でも、その後の所得状況や世帯状況、預貯金などの資産状況が変わり、要件に当てはまった時点で申請することができます。判定の結果、承認された場合は、申請月の初日から負担限度額が適用となります。

障害がある方のための手当

特別障害者手当・障害児福祉手当など受給資格の所得制限限度額は8月1日より下記の通り変更になります。

☎障害福祉課 ☎042・470・7747

■所得制限限度額

本人所得が375万8,000円で、扶養親族等が1人増すごとに38万円を加算します(右表参照)。 ※扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人に付き10万円を、特定扶養親族(19歳～23歳未満)がある場合は一人に付き25万円を加算します。重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当についても今後所得制限限度額の改正が予定されています。

■手当の種類・対象者

▼特別障害者手当＝20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の方。ただし、施設入所者および病院等に継続して3カ月を超えて入院している方は支給されません。

▼障害児福祉手当＝20歳未満で、精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方。ただし、施設入所者および障害年金等の受給者には支給されません。 ※特別障害者手当・障害児福祉手当は本人および扶養義務者等の所得制限あり。申請には医師の専用様式による診断書等が必要となります。

▼重度心身障害者手当＝重度の心身障害のため常時特別な介護を必要とする方・重度の知的障害で常時特別な介護を要する方・重度の知的障害と身体障害の重複障害の方・重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座っていることが困難な方。ただし、施設入所および、3カ月を超えて入院している方には支給されません。 ※20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所得制限あり。都が直接判定します。

表 特別障害手当などの所得制限限度額 8年8月1日基準

扶養親族等の数	本人	扶養義務者など
0人	375万8,000円	628万7,000円
1人	413万8,000円	653万6,000円
2人	451万8,000円	674万9,000円
3人	489万8,000円	696万2,000円
4人	527万8,000円	717万5,000円
5人	565万8,000円	738万8,000円

現況届等の提出をお忘れなく！

特別障害者手当・障害児福祉手当・重度心身障害者手当を毎年継続して受給する場合は、前年の所得状況(所得限度額は変更なし)や支給要件など、所得状況等の現況確認の届け出が必要です。提出がない場合、今年の11月期分からの手当が支給されません。受給している方には現況届を順次お送りしますので、8月3日(月)～9月11日(金)(重度心身障害者手当対象者は8月31日(月))に障害福祉課まで提出ください。

「認知症サポーターステップアップ講座」 支える!つながる!あなたの一声が東久留米をあたたかくする

地域で認知症のある方や家族を支えるための活動について、一緒に考える2日間の講座です。認知症サポーターから一歩進んで活動してみませんか？

📅右表の通り

👤講師▼1日目：鷹部屋宏平氏(東京都認知症介護指導者S.V.)、中迫辰哉氏(社会福祉協議会)＝サポーター養成講座の振り返り、軽度認知障害(MCI)とは、ボランティアとは▼2日目＝認知症サポーターが活躍できる場所を体験！

👥対すでに認知症サポーター養成講座を受講した市民の方

👤定名先着50人程度

📞申8月3日(月)から電話で在住地域を担当する地域包括支援センターへ(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

☎介護福祉課地域ケア係 ☎042・470・7777(内線2501～2503)

表 講座の日時・場所・問い合わせ先

	日時	場所
1日目	9月1日(火) 午後2時～4時	市民プラザホール (市役所1階)
2日目	9月18日(金) ①午前10時～正午 ②午後2時～4時	①西部地域包括支援センター担当地域在住の方 ＝西部地域センター第2・3講習室 ②▼東部地域包括支援センター担当地域在住の方 ＝東部地域センター講習室 ▼中部地域包括支援センター担当地域在住の方 ＝中央町地区センター第3・4会議室
▼東部地域包括支援センター☎042・473・9996 担当地域＝上の原・神宝町・金山町・氷川台・大門町・東本町・新川町・浅間町・小山 ▼中部地域包括支援センター☎042・451・5121 担当地域＝学園町・ひばりが丘団地・本町・中央町・幸町・南沢・前沢一～三丁目・南町 ▼西部地域包括支援センター☎042・472・0661 担当地域＝前沢四、五丁目・滝山・下里・柳窪・野火止・八幡町・弥生		

ごみ・住環境

8月11日(火)祝のごみ収集

8月11日は祝日ですが、平日と同様に収集します。

ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。

ごみ収集日や分別などのごみ出しルールは市庁でご確認ください。

問ごみ対策課 ☎042・473・2117(粗大ごみの申し込みは ☎042・473・2118またはインターネットで)



市庁

お知らせ

「東久留米市立学童保育所運営業務委託」に係る公募型プロポーザルを実施します

市では、前沢第一・第二学童保育所、柳窪第一・第二学童保育所、本村学童保育所の5学童保育所の運営に関する業務を行う委託事業者を一括して公募型プロポーザル方式により募集します。参加希望事業者は、市庁に掲載の「東久留米市立学童保育所運営業務委託プロポーザル実施要領」などを参照し、期限までに応募してください。 ※公募締切等の詳細については、公募要項を必ずご覧ください。

また、実施要領は8月12日(水)までに市庁から取得してください。

問児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735



市庁

市内情報検索はくるくるチャンネル

東久留米の情報サイト「くるくるチャンネル」は、市内情報満載のサイトです。市内や近隣の役立つ情報を簡単に検索できるサブサイト「くるくる案内所」では、「#くるくる案内所」のハッシュタグをつけてSNSで情報共有もできます。

■出張くるくるチャンネル案内所

サイトに登録を希望される団体の受け付けやSNSの使い方などを対面で相談できます。

☎9月16日(水)、11月18日(水)、9年1月20日(水)の午前10時～11時45分 市役所1階屋内ひろば 詳細はくるくるチャンネル 市庁をご覧ください 市コミュニティサイト運営委員会事務局 ☎(kuruchan@jom.zaq.ne.jp) ▼企画調整課 ☎042・470・7702



くるくるチャンネル 市庁

「オンラインお困りごと相談室」の対面相談を実施しています

スマートフォンの操作や設定について、オンラインで相談できる無人ブースを設置しています。これに加え、次の日時で対面による相談も実施していますので、この機会にぜひご利用ください。

☎9月29日(火)までの毎週火曜日午前10時～午後1時 ※祝日を除く。 市役所本庁舎正面玄関入って左手 相談員(TOKYOスマホサポーター) 無料 特ご自身のスマホ 市事前申し込み不要・先着順 問行政経営課 ☎042・470・7704



市庁



東久留米市デマンド型交通「くるるぶー」の「サービス向上アンケート」ご協力をお願い

東久留米市デマンド型交通「くるるぶー」は令和7年度本格運行開始後、約1年が経過しました。今後も利用者の皆さんに地域の足として今まで以上に便利にご活用いただけるよう、この度サービス向上に関するアンケートを実施することになりました。いただいたご意見は、今後のサービス向上に役立てていきます。皆さんの率直なお声をお聞かせください。

問「くるるぶー」を一度でもご利用され

7月15日付市人事異動

市では、7月15日付で課長級の異動を行いました(カッコ内は前職)。

▼環境安全部ごみ対策課長(福祉保健部健康課長) 島崎修

▼福祉保健部健康課長(環境安全部ごみ対策課長) 緒方智一

問職員課 ☎042・470・7716

た方 いただいたご意見は、全て統計的に処理し、サービス向上の目的以外には使用しません。個人の特定につながる情報は公表しません 問アンケートは次のいずれかの方法で提出してください ①道路計画課(市役所5階)窓口 ②くるるぶー運転手に手渡し ③郵送(〒203-8555、市役所道路計画課宛て) ④FAX(042・470・7809) ⑤アンケートフォーム 問同課道路交通計画係 ☎042・470・7768



アンケートフォーム

8月8日に婚姻届受領のための臨時窓口を開設します

令和8年8月8日、末広がりの「八」が並び特別な一日にあわせ、婚姻届を受領する臨時窓口を開設します。取り扱う事務は戸籍関係の届出の受領のみです。

☎8月8日(土)午前9時～午後2時 市役所1階市民課 問市民課戸籍係 ☎042・470・7722



市庁

【進捗状況】スポーツセンタープールの利用休止について

問生涯学習課 ☎042・470・7784

スポーツセンター ☎042・470・7900

スポーツセンタープールは、天井内部の部材に破損が確認されたことから、安全確保を最優先とし、7年6月11日より利用を休止しています。現在、天井構造の詳細調査および実施設計を進めており、設計業務は8年12月下旬の完了を予定しています。設計業務完了後は、その内容を踏まえ、工期や工法を検討したうえで改修工事に着手する予定のため、現時点ではプールの利用開始時期は未定です。

利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



市庁

市職員募集

9年1月1日以降および4月1日以降に採用する職員を募集します。募集職種・募集人数などは、右表の通りです。その他受験資格などは、市庁をご確認ください。

募集要項 市庁から取得してください

申込期間 7月27日(月)～8月17日(月)(必着)

申し込み方法 市庁から申し込み ※詳細は募集要項をご覧ください。



問職員課 ☎042・470・7716

表 市職員募集の職種・募集人数など				
採用期間	職種	試験区分	募集人数	
令和9年1月1日以降採用	一般事務(経験者)	Ⅰ類(大学卒程度)	全職種合わせて5～10人程度	
	一般事務(ⅠC T)			
	一般事務(福祉)			
	土木技術・建築技術			
	土木技術・建築技術(主任採用)			
令和9年4月1日以降採用	一般事務	Ⅰ類(大学卒程度)	全職種合わせて15～25人程度	
	一般事務(障害者)	Ⅱ類(短大卒程度)		
	土木技術・建築技術	Ⅲ類(高校卒程度)		
	一般事務(ⅠC T)	Ⅰ類(大学卒程度)		
	一般事務(福祉)	Ⅰ類(大学卒程度)		
	土木技術・建築技術(主任採用)			
	保健師			
	カムバック採用	—		

※試験では書類審査、適性検査、集団討論、口述による面接試験を行います。配慮が必要な方は、申し込み前にご相談ください。(例：椅子を使用しているため、会場を配慮してほしいなど)

第44回市民みんなのまっりの出演者募集



楽器演奏、合唱、創作ダンスなどのパフォーマンスを行う出演者を募集します。

☎地域振興課 ☎042・470・7743

第44回市民みんなのまつり概要

- 日時 11月14日(土)＝正午～午後5時(開会式は午前11時から)
15日(日)＝午前10時～午後4時
- 場所 東久留米駅西口～市役所1階屋内・屋外ひろば他



市HP



申し込み
フォーム



■パフォーマンスについて

- ▼場所＝市役所ステージまたは東久留米駅西口路上ステージ
- ▼時間＝入・退場を含め15分以内
※同じグループを複数に分けて15分以上続けて出演することはできませんが、別時間枠であれば出演可能です。

参加費

無料 ※出演に関する経費(運搬・交通費など)は全て出演者負担。

提出物

ステージ出演申し込み用紙、使用する音源(出演団体名、曲名、楽曲時間を記入してください)



路上ステージ



市役所ステージ

■申し込みについて

申し込み資格

どなたでも。ただし、申し込み多数の場合、市内の方を優先する場合があります

申し込み用紙

8月3日(月)～8月28日(金)に地域振興課窓口(市役所6階)にて配布
※開庁日時の午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)

申し込み方法

8月3日(月)～8月28日(金)に申し込み用紙に出演内容などを記入の上、地域振興課に持参、または申し込みフォームからご応募ください

注意事項

- ▼出演の可否および時間などは、選考の上、決定します。
なお、応募多数の場合はご希望に沿えない場合もあります。
あらかじめご了承ください
- ▼申し込み用紙は返却しません



連絡所の今後に関する 説明会

☎市民課住民記録窓口 ☎042・470・7722

市では、行政サービスの効率化・適正化を図る観点から、東久留米市財政健全経営計画実行プランに基づき、平成30年8月に東久留米市役所連絡所あり方検討委員会を設置し、連絡所のあり方と今後の方向性についての調査・検討を重ね、令和8年5月に本検討委員会の最終報告書となる「連絡所のあり方検討報告書」を市長に提出しました。

この報告書を基に、連絡所での証明書交付および公金収納等の業務の取り扱いについて「東久留米市役所連絡所の閉所(事業終了)に関する計画(素案)」を作成しました。計画内容を説明し、市民の皆さんからのご意見を伺うため、以下のとおり説明会を開催します。

詳細は市HPをご覧ください。

※会場の安全管理の都合上、場内が混雑した場合は入場制限を実施する場合があります。☎各会場手話通訳付き。☎事前申し込みは不要です。直接会場にお越しください



市HP

表 説明会開催日時・場所

日時		場所
8月6日(木)	午後7時～8時半	西部地域センター多目的ホール
8月20日(木)	午後7時～8時半	南部地域センター講習室1・2
8月21日(金)	午後5時～6時半	上の原団地 南集会所 (上の原1-2)

最高裁判決を踏まえた 生活保護費の追加給付を行います

☎市追加給付コールセンター ☎050・3821・7119
(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分)

平成25年に国が行った生活扶助基準の引下げをめぐる訴訟において、令和7年6月の最高裁判決では、「デフレ調整に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があった」と指摘されました。この判決を受け、国が生活保護法に基づく新たな基準を制定し、当時の基準との差額を追加支給することを決定しました。

市においてもこの決定に準じ、当時保護を受給していた方などに対して追加給付を実施します。

※現在受給中の世帯に関しては支給手続(申出)不要です。
9月末～10月頃に支給予定です。

対象者

- ▼平成25年8月～30年9月の間に東久留米市で生活保護を受給したことがある全ての世帯
- ▼上記のほか、平成30年10月～令和8年3月の間に東久留米市で生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯など
※他自治体での受給期間がある場合は、その自治体へお問い合わせください。

現在、受給していない(保護廃止)世帯の申出受付開始

8月1日(土)から
※詳細については市HPをご覧ください。



市HP